

27水推第409号  
平成27年7月7日

水産政策審議会  
会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 林 芳 正

内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法第58条  
第1項の規定に基づくうなぎ養殖業の公示について（諮問第254号）

うなぎ養殖業につき、別紙の公示案により、許可をすべき水産動植物の総量及び  
許可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成2  
7年11月1日から平成28年10月31日までと定めたいので、内水面漁業の振  
興に関する法律第30条において準用する漁業法（昭和24年法律第267号）第  
58条第3項及び第60条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。